|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第２号様式 | 収　入 |  |
|  | 印 | |
|  | 印　紙 |  |

請　　書

１　工事番号　　　　　年度（　　　）第　　　　　号

２　工事名

３　工事場所　　鈴鹿市

４　工期

５　請負代金額　　　金　　　　　　　　　　円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

金　　　　　　　　　　円也

６　契約保証金額　　金　　　　　　　　　　円也

７　条件

上記の工事について、次の契約条項を承諾した上で、履行します。

　　　　年　　月　　日

受注者　住所又は所在地

　　　　　　　　印

（宛先）鈴鹿市長

契約条項

（工事の施工）

第１条　受注者は、工事の施工に当たり図面及び仕様書（現場説明書等を含む。）に基づくほか、発注者又は発注者の監督職員の指示に従うものとする。

（工事の変更及び中止等）

第２条　発注者は、必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工事の全部又は一部を中止させることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第３条　受注者は、工事を完成したときは、工事完成報告書をもつて発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、受注者から前項の規定による通知を受けたときは、その日から１４日以内に受注者の立会いの上検査を行うものとする。

３　前項の検査の結果、不合格の部分がある場合には、発注者は、受注者に補修又は改造等を命じることができ、受注者は、定められた期間内に当該補修又は改造等を行い、再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、同項の規定を準用する。

４　受注者は、第２項の検査又は前項の再検査に合格し、完成認定書の交付を受けたときは、遅滞なく目的物を引き渡さなければならない。

（一般的損害）

第４条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、発注者の責めに帰する場合を除くほか受注者の負担とする。

（受注者の請求による工期の延長）

第５条　受注者は、天災等、その責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対してその理由を付し工期の延長を求めることができる。ただし、その日数は発注者と受注者とが協議して定める。

（履行遅延の場合における損害金）

第６条　受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、完成期限後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

２　前項に規定する損害金の額は、請負代金額（既に引き渡した部分のある場合には、当該部分に対する請負代金相当額を控除した額）に対して遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

（請負代金の支払）

第７条　発注者は、目的物の引渡しを受けた後、請求書を受理したときは、その日から４０日以内にその請負代金を支払うものとする。

２　受注者は、発注者の請負代金の支払が前項の期日より遅延したときは、未受領金額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（価格等の変動に基づく請負代金額の変更）

第８条　価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更はしないものとする。

（契約不適合責任）

第９条　発注者は、引き渡された工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

（契約不適合責任期間等）

第１０条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第３条第４項の規定による引渡しを受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

（あっせん又は調停）

第１１条　この契約条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会とのあっせん又は調停によりその解決を図る。

（契約外の事項）

第１２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。